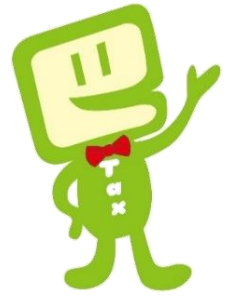


# 山梨税務署からのお知らせ

令和4年  
7月号



【発行】〒405-8585 山梨市上神内川 738  
山梨税務署 電話0553-22-1411 (代表)

税務署へのお問い合わせは、左の代表番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」(税務署)を選択して、交換手に内線番号をお伝えください。

令和4年分の路線価図等の公開予定日は**7月1日(金)午前11時**です

国税庁ホームページにて公開される予定です。公開初日から数日間は、アクセス集中により閲覧しにくい状態となることがありますので、あらかじめご了承ください。

7月の!

## 消費税のインボイス制度説明会の御案内

新型コロナウイルス感染防止対策及び会場の収容人員の都合上、事前予約制とさせていただきますので、開催日の前日(前日が休日の場合は、その前の平日)の17:00までに連絡先へ事前予約をお願いします。

なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。

日	時	担当部署	開催場所	定員	事前予約連絡先
令和4年7月26日	(火) 13:30~14:30	個人課税部門	山梨市役所 西館5階 502会議室	各回 20名	山梨税務署 個人課税部門 0553-22-1411
令和4年7月26日	(火) 15:30~16:30				
令和4年7月27日	(水) 13:30~14:30				
令和4年7月27日	(水) 15:30~16:30				
令和4年7月28日	(木) 13:30~14:30				
令和4年7月28日	(木) 15:30~16:30				

※ 連絡先 山梨税務署 個人課税部門  
お電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。

《今後も、順次開催予定》  
日程等は、東京国税局ホームページに掲載されるほか、当お知らせでもご案内予定です。

### 7月の税理士による無料相談

7月10日(日) **(予約制)**・・・山梨県税理士会館 ☎055-233-1318  
(甲府市中央2-11-23)

7月12日(火) **(予約不要)**・・・甲府市役所 本庁舎4階市民相談室  
午前10~正午(受付終了:午前11時30分)  
午後1時~4時(受付終了:午後3時30分)

## 国税の納付は、「ダイレクト納付」をご利用ください

ダイレクト納付を利用すると、自宅等からインターネットを利用して納付の手続きができます。

- ★ 即時又は期日指定で納付可能！納付漏れ防止に役立ちます。
- ★ 金融機関や税務署に出向く必要はなく、インターネットで納付も完了！現金を持って金融機関や税務署まで出歩く危険性が無くなります。
- ★ 利用に当たって、銀行等への手数料は不要です。
- ★ 特に、利用回数の多い手続（毎月の源泉所得税等、酒税の納付）に便利です！

### ◎ダイレクト納付を利用するには・・・

- 1 **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**  
山梨税務署管内の金融機関では、山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合で利用可能です。
- 2 **利用者識別番号を取得する**  
e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))から「e-Taxの利用開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
- 3 **ダイレクト納付利用届出書を提出する**  
「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))からダウンロードできます。)に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。  
※ ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、**1か月程度**かかります。

## 所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）の納税をお忘れなく

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）の納期は令和4年8月1日(月)となっています。

- **納付する額**  
予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和4年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が8月1日(月)までに納税する額です。なお、予定納税額の計算の詳細は、この通知書に記載されています。
- **予定納税の減額申請**  
第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、7月15日(金)までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、税務署に提出する必要があります。
- **納付（納付には、便利な振替納税をご利用ください）**  
振替納税を利用されている方は、8月1日(月)に指定金融機関の口座から引き落としとなります。利用されていない方は、金融機関又は税務署の窓口にて納付してください。  
なお、納付金額が30万円以下の場合には、送付されたバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。



マイナちゃん

山梨法人会って、どんなことをやっている団体なの？

山梨法人会はね、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援して、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体なんだ。

山梨法人会では、税務署と協力しながら、各種研修会や説明会を開催しているんだよ。



イータ君